

土岐市立つまぎ保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園が利用者に対し説明すべき内容は次のとおりです。

1. 施設運営主体

名 称	土岐市
所 在 地	土岐市土岐津町土岐口2101番地
電 話 番 号	0572-54-1111
代 表 者 氏 名	市長 加藤 靖也

2. 利用施設

施 設 の 種 類	保育所			
施 設 の 名 称	つまぎ保育園			
施 設 の 所 在 地	土岐市妻木町1357番地			
連 絡 先	電話・FAX 0572-57-2514			
管 理 者	園長 藤田 佳代			
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の規定による保育を必要とする小学校就学前児童			
利 用 定 員	3歳以上	1歳～3歳未満	1歳未満	計
	92人	36人	9人	137人
開 設 年 月 日	昭和43年4月1日			
事 業 所 番 号	2121251000107			

3. 施設の目的・運営方針

当園は、以下の運営方針に基づき保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的としています。

- (1) 保育の提供にあたっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」といいます。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 保育に関する専門性を有する職員が家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。
- (4) 地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行います。

4. 施設・設備等の概要

(1) 施設

敷 地	敷地全体	3,762.3㎡	園庭	1,262.0㎡
園 舎	構 造	木造	延べ面積	947.8㎡

(2) 主な設備

設備	乳児室	保育室	遊戯室	調理室	事務室
部 屋 数	2室	6室	1室	1室	1室
面 積	109.3㎡	275.1㎡	129.3㎡	62.6㎡	42.0㎡

5. 職員状況

(1) 職員数及び職務内容

平成31年4月1日現在

職 種	職員数		職務内容
	正規	非正規	
園 長	1人		保育園の管理運営を統括します。
副 園 長	1人		園長の補佐を行います。また、苦情の受付を行います。
主任保育士	2人		保育士の職務のほか、保育内容について保育士を統括します。
保 育 士	3人	13人	保育計画に基づく保育の提供、家庭との連絡等の業務を行います。
調 理 員	2人	1人	給食の調理を行います。

※当園では、岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岐阜県条例第90号）に規定される基準による職員（保育士）の必要数を上回る職員を配置しています。

(2) 勤務体制

職種	勤務体系
園長・副園長	月曜～土曜 7:30～19:00
主任保育士・保育士	月曜～土曜 7:30～19:00
調理員	月曜～金曜 8:00～17:15

※上記時間の範囲で7時間45分（正規職員の場合）の勤務を行います。ローテーションにより勤務日及び勤務時間帯は異なります。また、職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6. 保育を提供する日及び時間

(1) 保育を提供する日

月曜日から土曜日まで。ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。また、年始後の期間、お盆期間及び年度末前後の期間は希望保育となります。暴風警報等の気象状況等により休園となることがあります。

(2) 保育を提供する時間

保育標準時間認定	7時30分から18時30分までの範囲内で保育を必要とする時間
保育短時間認定	8時から16時までの範囲内で保育を必要とする時間

(3) 時間外保育（延長保育）

保育標準時間認定	18時30分から19時までの範囲内で保育を必要とする時間（土曜日は実施しません。）
保育短時間認定	7時30分から8時まで、16時から19時（土曜日は18時30分）までの範囲内で保育を必要とする時間

7. 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 保育の実施

上記6に記載する時間における保育の提供

①年間行事

入園式、幟おこし、保育参観、七夕まつり、運動会、遠足、クリスマス会、節分豆まき、遊びの会、ひなまつり、お別れ会、卒園式

②定例活動

園外保育、身体測定、避難訓練、防犯訓練、交通安全指導、誕生日会、内科検診、歯科検診

(2) 延長保育

認定された保育時間を超えて保育が必要な方を対象とした延長保育の実施

8. 食事の提供

(1) 食事の提供

児童の年齢に応じ、月曜日から金曜日の間、以下の時間帯に食事の提供を行います。

年齢区分	午前間食	昼食	午後間食	備考
0～2歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
3～5歳児		11時30分頃	15時頃	

※献立表は毎月別途お知らせします。

※土曜日は昼食の提供はありませんので、お弁当を持参してください。間食については上記のとおり提供します。

(2) アレルギー対応

アレルギーがある（疑われる）場合、医師の診断書を提出してください。その内容に基づき、保護者と相談の上、除去食・代替食により対応します。

9. 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）及び延長保育料

世帯の市民税額等に応じ、市が定める保育料（延長保育料）をお支払いいただきます。詳細については市役所子育て支援課へお問合せください。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1) に掲げる保育料のほか、次に掲げる費用を徴収します。

項目	用途・目的	金額	納付時期
園生活に係る必要物品	当園の活動で使用する個人の物品	実費相当額	入園時
写真等（希望者のみ）	園で撮影した写真等の提供	実費相当額	随時
日本スポーツセンター負担金	園での傷害給付	年額240円	入園時

※上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付いたします。

10. 利用の開始及び終了に関する事項

(1) 利用の開始（入園）

当園を利用するにあたっては次の手続きが必要となります。

- ① 「土岐市施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼保育所等入所申込書」に就労証明書等必要書類を添付し、市役所子育て支援課に提出してください。
- ② 市が保育の必要性に応じた利用調整を行い、その結果により支給認定通知書兼利用決定通知が交付された後、利用が可能となります。

(2) 退園・転園・変更等

- ① 退園・転園をされる場合は、速やかに「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定変更申請（届出）書」に必要事項を記載し、園又は市役所子育て支援課に提出してください。
- ② 入園の際の提出書類等に変更が生じた場合、上記①と同様に変更申請（届出）書を提出してください。

(3) 利用の終了

以下の場合には当園における保育の提供を終了します。

- ① 園児が小学校の就学始期に達したとき
- ② 園児の保護者が、子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- ③ 園児が集団生活に堪えられないと認められるとき
- ④ 園長の指示に従わないとき
- ⑤ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

11. 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

	内科・小児科	歯科
医療機関の名称	川越クリニック	大塩歯科
医院長名	川越 孝次	大塩 総尾
所在地	土岐市妻木町1419-1	土岐市妻木町1598-12
電話番号	0572-58-0033	0572-57-8139

12. 緊急時の対応及び非常災害対策

(1) 緊急時の対応

緊急時の対応	園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合 ①救急車を要請又は土岐市立総合病院等救急医療提供医療機関へ搬送 ②保護者の指定する緊急連絡先等へ速やかに連絡
対応設備	AED・防犯カメラ・非常通報装置
防犯訓練	毎月1回以上防犯の訓練を実施

(2) 非常災害時の対策

非常時の対応	別に定める消防計画書により対応
園舎の耐火構造	耐火建築物
防災設備	自動火災報知機・誘導灯・ガス漏れ報知機・非常通報装置・非常階段・消火器・カーテン、敷物等の防災処理
避難・消火訓練	毎月1回以上避難及び消火の訓練を実施

13. 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園ご利用相談窓口	・受付担当者 副園長 高見 雅代 ・責任者 園長 藤田 佳代 ・ご利用時間 当園開園日、開園時間内 ・電話・FAX番号 0572-57-2514 ※担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。		
第三者委員	加藤 紀久朗	土岐市児童家庭相談員	電話番号 0572-54-1111
	加藤 明宏	主任児童委員	電話番号 0572-59-4401

14. 虐待の防止

職員による園児への虐待防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施等必要な措置を講じるものとします。

15. 守秘義務及び個人情報の取扱いについて

個人情報は、市が定める条例規則に基づき管理します。また、次に掲げる場合は法令に基づき、第三者に対し、必要最小限の範囲で個人情報の提供又は使用をすることがあります。

(1) 個人情報の提供

- ①小学校への円滑な移行・接続のため、入学される小学校との間で情報共有するとき。また、保育所児童要録を送付するとき
- ②緊急時において、病院その他関係機関に対し、必要な情報提供を行うとき
- ③支給認定を行った市町村に対し報告等が必要なとき
- ④転園等の際に保育の引継ぎ等を行うとき

(2) 個人情報の使用

- ①市町村が認定した世帯所得に基づく保育料等の情報
- ②提出された資料による子ども及び世帯の情報

16. 当園におけるその他の留意事項

登 降 園	登降園は、保護者が責任を持って送迎してください。また、送迎の方が代理のときは、必ず前もってご連絡ください。欠席される場合は、早めにご連絡ください。
投 薬	当園では原則的に投薬は行いません。
感 染 症	学校において予防すべき伝染病等の病気にかかったときは、登園する際に医師の許可が必要となります。
喫 煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動・政治活動・営利活動	利用者の思想及び信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

17. その他

この重要事項説明書に定めるもののほか、園及び利用にあたっての詳細な留意事項等については、別途市の保育所等入所申込案内及び入園のしおりにおいて提示するものとします。

また、適宜プリントや掲示板によりお知らせしますのでご確認ください。